

## 資料 1

### 手話言語条例制定に向けた背景について

#### (1) 手話言語条例に係る吉川市の経緯

平成26年9月24日 手話言語法制定に係る意見書市議会採択（全会一致）

平成28年4月26日 全国手話言語市区長会に加盟

平成29年12月18日 市長と障がい者団体との意見交換会

手話言語条例について早急に取り組みを進めていただきたいとの要望

平成30年3月19日 平成30年3月議会一般質問において、手話言語条例制定に向けて検討すると答弁

#### (2) 手話言語条例とその周辺の経緯

平成18年12月 国際連合総会において、障害者の権利に関する条約が採択  
手話が言語であることが世界的に認められる

平成23年8月 障害者基本法改正  
手話が言語であることを明記

平成26年1月 障害者の権利に関する条約に日本が批准

平成28年3月 埼玉県手話言語条例制定

#### (3) 手話言語条例成立状況

(25道府県/3区/169市/28町/計 2 2 5 自治体成立) 2019年2月6日現在全日本ろうあ連盟

○埼玉県（27自治体成立）、（施行日）

埼玉県（H28.4.1）、朝霞市（H28.4.1）、三芳町（H27.12.10）、  
富士見市（H27.12.15）、三郷市（H29.4.1）、桶川市（H28.12.15）、  
ふじみの市（H28.12.22）、久喜市（H29.4.1）、熊谷市（H29.4.1）、  
川口市（H29.6.26）、蓮田市（H30.1.1）、秩父市（H30.1.1）、  
行田市（H30.4.1）、本庄市（H30.4.1）、小鹿野町（H30.4.1）、  
横瀬町（H30.4.1）、長瀬町（H30.4.1）、皆野町（H30.4.1）、  
越谷市（H30.4.1）、上尾市（H30.4.1）、伊奈町（H30.4.1）、  
川越市（H30.6.29）、八潮市（H30.9.21）、北本市（H30.10.1）、

加須市（H31.1.1）、神川町（H31.4.1）、鴻巣市（H30.12.20）

○障害者の権利に関する条約

[平成二十六年一月二十二日号外条約第一号]

第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

○障害者基本法

[昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号]

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 第4次吉川市障がい者計画（H30.3月策定）

計画の基本理念 「自立と社会参加の実現、地域生活の促進」

障がいのある人もない人もともに助け合い地域で安心して暮らす  
ことができるまちをめざす

計画期間 平成30年度から平成35年度まで6年間

⑥すべてすべての人が安心して暮らせるまちづくり（生活環境）

(1) バリアフリーのまちづくり

⑥情報のバリアフリー化

視覚障がい者向けの「声の広報」を提供するとともに、ヘルプカード、コミュニケーション支援ボードを活用した、コミュニケーション支援の充実を図ります。  
また、聴覚障がい、音声または、言語機能に障がいのある人のコミュニケーション支援を図るため、手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、手話言語条例の制定について、検討します。

(5) 手話言語条例の方向性

目的・ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生  
することができる地域社会を実現する

市の役割・手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、

手話を使用しやすい環境の整備

市民の役割・市が実施する施策に協力

事業者の役割・ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、  
手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする